

W T O 農業交渉日本提案詳細説明ペーパー 食品の安全性や品質に関する関心の高まり

U R 合意の実施状況の検証

さらに、遺伝子組換え食品等の技術の進展による消費生活上の新たな課題が発生している。

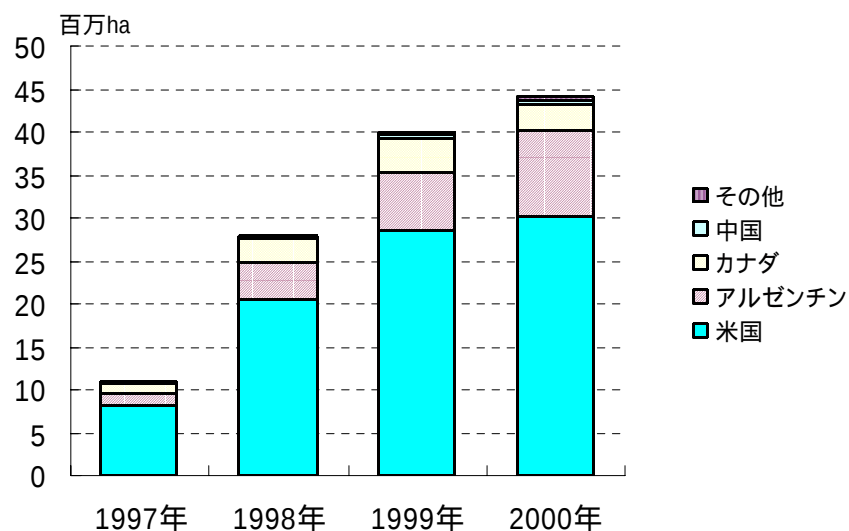
- ・ U R 合意以降、遺伝子組換え作物の研究開発・普及が本格化し、作付け面積が大幅に増加しており、米国においては、2000 年に大豆で約 54 %、とうもろこしで約 25 %が遺伝子組換え作物を作付けている。遺伝子組換え食品が実用化され、国内での流通も増加しつつある中で、安全性が未確認のものが混入するといった事故も起きている。

また、1996 年 3 月に英国政府が狂牛病と人のヤコブ病との関係を示唆して以来、EU は英国産牛肉の輸入禁止、100 万頭以上の牛のと殺を行ったが、その後、英国以外のヨーロッパ各地においても相次いで狂牛病の感染が確認されたため、EU 域内における牛肉の消費量は激減している。

さらに、ダイオキシン、環境ホルモン等の新たな有害物質の発見やそれによる食品汚染事故の発生に対する消費者の不安も高まっている。

このような、消費生活上の新たな課題が発生してきていることを踏まえ、現行のW T O ルールが、食品の安全性の確保を第一義とする観点の下、十分な対応ができていないかを検証することが必要である。

○ G M O 作付け面積の年毎の推移



出典：International Service for the Acquisition of Agri-bio-tech Applications.

「Global status of Commercialized transgenic Crops:2000」

- ・ 遺伝子組換え食品の安全性評価については、OECD をはじめとして各種の国際機関等で科学的な検討が重ねられており、これらを踏まえて各国においては、事例ごとに商品化に先立って安全性の評価が行われている。また、コーデックスにおいても、1999年6月の第23回コーデックス総会でバイオテクノロジー応用食品特別部会の設置が合意され、2001年の中間報告、2003年のコーデックス総会に最終報告を提出すべく現在作業を進めているところである。遺伝子組換え食品に限らない食品の安全性全般については、今後 OECD の農業委員会を中心として、各国の政策や実情の分析作業、国際的な政策対話が進められていくこととなっている。したがって、WTO における検討はこれらの作業と連携して取り組むことが必要である。

- コーデックス・バイオテクノロジー応用食品特別部会付託事項

- ・ バイオテクノロジー応用食品について、必要な基準、指針あるいは勧告を策定すること。
- ・ コーデックス委員会の他の部会との間で、それぞれがバイオテクノロジー応用食品に関して委託された範囲内において、必要に応じ調整及び密接な協力を行うこと。
- ・ 各国政府機関、FAO、WHO、他の国際機関及び関連する国際的な議論の場において現在行われている取組について十分に考慮すること。

- OECD農業委員会における分析作業のテーマ

SPS 及び TBT 措置の貿易及び経済への影響
モダンバイオテクノロジーと食料安全保障
社会経済学的関心事項とコンサルテーション
食品安全規制を遵守するための効果的手法
食品安全規制のコストと便益

- ・ GMO に対する消費者の関心の高まりを受けて、各国において GMO の表示制度が整備されつつあるが、この問題に関しては、コーデックス食品表示部会において議論が行われているところであり、その場において検討し、結論を出すべきである。

- 諸外国における遺伝子組換え食品の表示
 - ・ 米国、カナダは、既存の食品と比較して著しい成分変化がある場合を除いて、表示の義務付けは必要ないとしている。
 - ・ 一方、EU は、大豆、トウモロコシについて１９９８年９月から、組み換えられた DNA 又はそれによって生じたタンパク質が存在するものについて表示を義務づけるという規則が施行されたが、表示が不要なネガティブリストが明らかになっていないこと等から、いまだ円滑な実施はされていない。
 - ・ 豪州及びニュージーランドは、組み換えられた DNA やそれによって生じたタンパク質が存在するものについて表示を義務付けることとし、その基準を ２００１年１２月から適用
 - ・ 日本は、組み換えられた DNA やそれによって生じたタンパク質が存在するものについて表示を義務付けることとし、２００１年４月から適用。